

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	4-2
処分の種類	湖沼特定事業場の改善・措置命令			
根拠法令条例等・条項	湖沼水質保全特別措置法第10条			
処分の概要	汚濁負荷量が適合しない排出水が排出されるおそれのあるときは、特定事業場の設置者に対し、施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ・湖沼水質保全特別措置法 第10条 都道府県知事は、その汚濁負荷量が第7条第1項の規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る湖沼特定事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。			
基準の制定根拠	-			